

会費規則

(平成24年5月14日規則第1号)
(最終改正 2024年4月1日)

(目的)

第1条 この規則は、会費規程2条に基づき、正会員、準会員、非登録会員の年会費の金額および必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会金は、無料とする。

(年会費)

第3条 各会員は、毎年4月1日時点での会員資格に基づき、次表記載のと通りの年会費を、同月30日までに、本協会が別途指定する方法で支払わなくてはならない。

会員区分	年会費
正会員	5,000円
準会員	5,000円
非登録会員	5,000円

2 本協会の事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の途中で入会した会員は、当該事業年度については年会費の納付を要しない。

3 本協会の事業年度の途中で会員資格を変更した会員については、当該年度における年会費の額を変更しないものとし、納付済みの年会費の返還および年会費の追加納付は行わない。

(会費の免除措置)

第4条 前条の定めにかかわらず、前事業年度中に司法修習を修了した会員については、現事業年度の年会費を免除し、納付を要しないものとする。

(不返還等)

第5条 納付済みの年会費は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

2 会員である間に支払義務を発生し、滞納した年会費については、退会後といえども、支払い義務を免れないものとする。

(年会費徴収事務)

第6条 年会費の徴収事務は、事務総長の指示に基づき、事務局または外部委託先にて行う。

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成28年4月11日改定、同日施行し、第3条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附則

第1条 この規則は、2020年12月4日から施行する。

附則

第1条 2022年度は、新型コロナまん延のための臨時的措置として、第3条第1項の会費を全会員区分について1000円に減額する。

第2条 この規則は、2022年4月1日から施行する。

附則

第1条 2023年度は、新型コロナまん延のための臨時的措置として、第3条第1項の会費を全会員区分について1000円に減額する。

第2条 この規則は、2023年5月12日から施行する。

附則

第1条 2024年度は、新型コロナまん延のための臨時的措置として、第3条第1項の会費を全会員区分について1000円に減額する。

第2条 この規則は、2024年4月1日から施行する。